

社会保障審議会児童部会  
ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会の設置について

1. 設置の趣旨

改正児童扶養手当法（平成22年8月施行）の施行3年後検討規定に基づき、ひとり親家庭への支援施策の在り方を検討するため、社会保障審議会児童部会に「ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置する。

2. 構成等

- (1) 専門委員会の委員は、別紙のとおりとする。
- (2) 専門委員会には、委員長を置く。
- (3) 専門委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (4) 専門委員会の庶務は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課において処理する。

3. 主な検討事項

- (1) ひとり親家庭への支援施策の実施体制について
- (2) ひとり親家庭への就業支援の在り方について
- (3) ひとり親家庭への子育て・生活支援の在り方について
- (4) ひとり親家庭への養育費確保支援の在り方について
- (5) ひとり親家庭への経済的支援の在り方について
- (6) その他

4. その他

- (1) 委員会は、原則公開とする。

# ひとり親家庭の支援施策の在り方の見直しについて

○ 改正児童扶養手当法(平成22年8月施行)の施行3年後検討規定に基づき、社会保障審議会児童部会に専門委員会を設置して検討を行う。

H22.  
8

**改正児童扶養手当法施行** →父子家庭に支給対象を拡大  
・検討規定(附則第5条)

施行後3年を目途として、ひとり親家庭に対する支援施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる

## 附帯決議

(主な事項)

- ・DV被害者等に対する児童扶養手当支給の制度運営のあり方
- ・公的年金と児童扶養手当の併給調整のあり方
- ・児童扶養手当の5年経過後の一部支給停止規定の運用改善
- ・ひとり親家庭の父又は母の就労支援策の推進
- ・保育サービスの量的整備など子育て支援策の推進
- ・児童扶養手当制度全般の検討

## ひとり親世帯の現状

- 平成23年度母子世帯等調査(24年9月公表)
- ・推計世帯数:母子約124万、父子約22万。
  - ・生別が多数(母子約9割、父子約8割)
  - ・就業率は高いものの、パート・アルバイト等の比率が高い(母子5割、父子1割)
  - ・低い就労年収(母子181万円、父子360万円)
  - ・養育費の取決め率4割・受給率2割(母子) 等

## 関係者からの意見・提言

(主な関係者)

- ・自治体(都道府県・市)
- ・母子自立支援員・母子生活支援施設 等
- ・当事者(母子寡婦団体)

## 政府内の指摘

- ・行政評価
- ・地方分権改革 等

~ H25.3

## 政省令の改正・予算措置等による制度改善の実施

- 【就業支援】 高等技能訓練促進費の当初予算化 等
- 【子育て・生活支援】 学習支援ボランティア事業の創設 等
- 【養育費確保】 民法等の改正・面会交流支援事業の創設 等
- 【経済的支援】 DV被害者・5年経過後一部支給停止に関する児童扶養手当に関する運用改善 等

H25.3

## 母子父子家庭就業支援特別措置法(議員立法)施行

- ・雇用機会の拡大、母子福祉団体等の受注機会の増大等

H25.5  
~

ひとり親家庭の支援施策の在り方に関する検討 →社会保障審議会児童部会に専門委員会を設置

## 検討結果

H25.8  
~

検討結果を踏まえた必要な措置の実施

【検討の方向性】

- 改正児童扶養手当法附則第5条を踏まえ、「ひとり親家庭の生活の安定・自立促進」、「ひとり親家庭の児童の福祉の増進」を検討の観点とする。
- ひとり親家庭の支援施策全般を検討対象とするが、特に、就業支援のあり方については、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」(本年3月施行)の施行等を踏まえ、重要検討事項とする。

【検討内容】

1. ひとり親家庭への支援全体に関する事項
2. 各支援策のあり方に関する事項
  - ① 就業支援
  - ② 子育て・生活支援
  - ③ 養育費確保
  - ④ 経済的支援

# ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会 委員名簿

氏 名	所 属
海野恵美子	全国母子寡婦福祉団体協議会理事
大塩 孝江	全国母子生活支援施設協議会会長
兼子いづみ	浜松市こども家庭部長
小杉 礼子	労働政策研究・研修機構特任フェロー
島崎 謙治	政策研究大学院大学教授
新保 幸男	神奈川県立保健福祉大学教授
杉澤 栄一	山形県子育て推進部子ども家庭課長
中田 斉子	全国母子自立支援員連絡協議会会長
三木由美子	戸田市こども青少年部長

(敬称略、五十音順)

(参考)

## 母子家庭・父子家庭の現状

	母子世帯	父子世帯
1 世帯数(推計値)	123.8万世帯	22.3万世帯
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 80.8% 死別 7.5%	離婚 74.3% 死別 16.8%
3 就業状況	80.6%	91.3%
うち 正規の職員・従業員	39.4%	67.2%
うち 自営業	2.6%	15.6%
うち パート・アルバイト等	47.4%	8.0%
4 平均年間収入(世帯の収入)	291万円	455万円
5 平均年間就労収入 (母又は父の就労収入)	181万円	360万円

(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

※ 「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、平成22年の1年間の収入。